

県民活動と県民活動団体

- | | | |
|---|-----------------------|---|
| 1 | 県民活動とはどのような活動をいうのですか？ | 1 |
| 2 | 県民活動団体とはどのような団体ですか？ | 2 |

本県における協働の基本的考え方

- | | | |
|---|--------------------------------|---|
| 1 | 協働の定義を教えてくださいませんか？ | 3 |
| 2 | どうして県民活動団体と行政が協働する必要があるのですか？ | 3 |
| 3 | 協働するときには、どのようなことに留意する必要がありますか？ | 4 |

本県における協働推進方針

- | | | |
|---|------------------------------------|---|
| 1 | 基本的な考え方を教えてくださいませんか？ | 5 |
| 2 | 県と市町村の役割分担は、どのように考えたらいいですか？ | 5 |
| 3 | 委託事業における民間企業等との関係は、どのように考えたらいいですか？ | 5 |
| 4 | 協働に適した事業とはどのような事業ですか？ | 6 |

協働の具体的進め方

- | | | |
|---|----------------------------|---|
| 1 | まず、情報収集をしましょう | 7 |
| 2 | 情報交換・意見交換を行い、対象事業の検討をしましょう | 7 |

協働の事業形態について

- | | | |
|---|---------------|----|
| 1 | 事業形態を見てみましょう | 9 |
| 2 | 事業形態を検討しましょう | 10 |
| | ⇩ 協働型委託 | 10 |
| | ⇩ 補助 | 11 |
| | ⇩ 融資 / 共催 | 12 |
| | ⇩ 事業協力 / 政策提言 | 13 |
| | ⇩ 事業形態検討シート | 14 |

協働相手となる県民活動団体を選ぶときの着眼点

- | | | |
|---|-------------------|----|
| 1 | 基本的なことについて確認しましょう | 16 |
| 2 | 県民活動団体の情報を整理しましょう | 16 |

協働事業の実施と評価

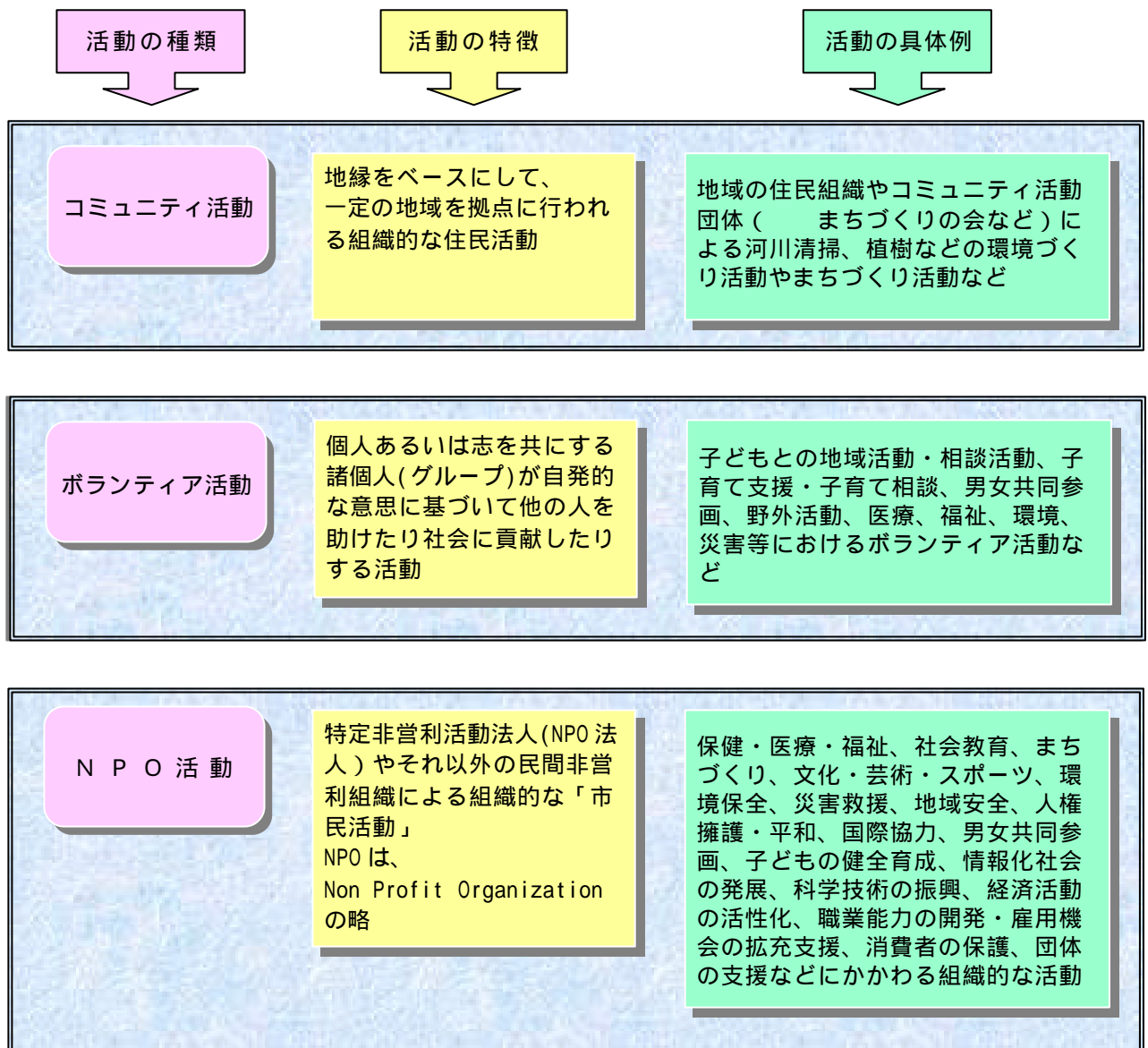
- | | | |
|---|--------------------------|----|
| 1 | さあ、はじめましょう | 17 |
| 2 | ふりかえりましょう | 17 |
| | ⇩ 協働事業における評価のフロー | 18 |
| | ⇩ 協働事業評価チェックシート（県民活動団体用） | 19 |
| | ⇩ 協働事業評価チェックシート（事業所管課用） | 20 |

県民活動と県民活動団体

1 県民活動とはどのような活動をいうのですか？

県民活動とは、「営利を目的としない県民の自主的・主体的な社会参加活動で不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする活動」です。

具体的には下図のような活動をいいます。



2 県民活動団体とはどのような団体ですか？


県民活動団体とは、組織的かつ継続的に県民活動を行うことを主たる目的とする団体であって、その活動が下記のいずれにも該当する団体のことをいいます。

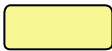
宗教・政治活動を主たる目的としない活動

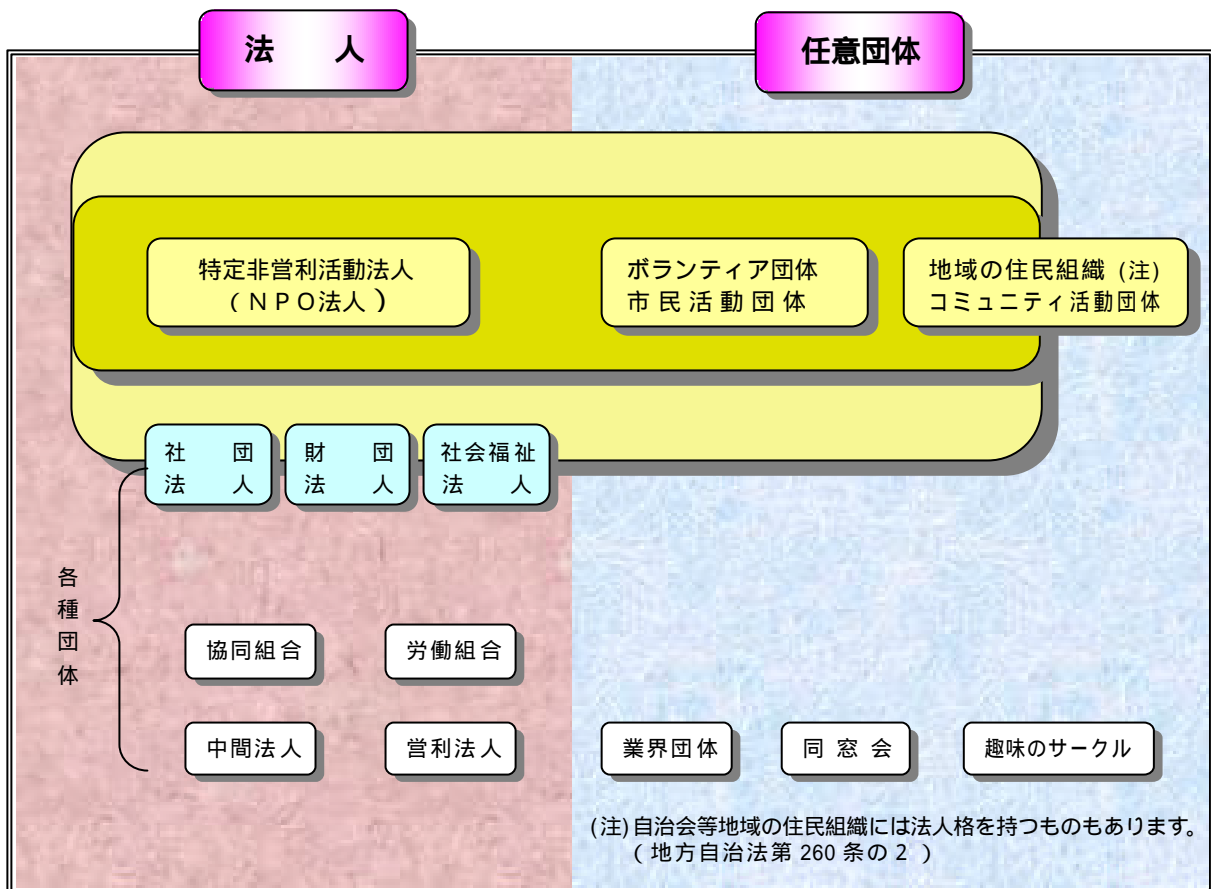
選挙活動を目的としない活動

営利を目的としない活動

【本書で対象とする県民活動団体】

 本書における主たる対象

 条例上の県民活動団体



本県における協働の基本的考え方

1 協働の定義を教えてくださいませんか？

本書では、協働を

「相互の存在意義を認識し、尊重しあい、相互にもてる資源を出しあい、対等な立場での共通の目的を達成するため、お互いに協力すること」
と定義しています。

2 どうして県民活動団体と行政が協働する必要があるのですか？

県民活動団体と行政の協働には、次のような意義や効果があります。

県民参加の促進につながります。

- 県民活動団体が、行政との協働を通じて、活力ある地域社会を支える担い手として機能していくことにより、広く県民の間に自治の意識が高まり、県民主体の地域社会の形成が図られます。

公共サービスの向上と行政のスリム化が期待できます。

- 県民活動団体は、地域の県民ニーズを把握している場合が多く、サービスを受ける立場に立ったきめ細かなサービスの提供が期待できます。
- また、県民活動団体との協働を推進することで、スリムで効率的な行政運営を実現することができます。

県民活動団体の活動が充実します。

- 行政との協働によって、活動の目的や理念をより効果的に実現する場が得られ、また、マネジメント能力や事務処理能力の向上にもつながります。
- その結果、社会的理解や評価が高まるなど、県民活動団体自体の活動の広がりや成熟も期待できます。

3 協働するときには、どのようなことに留意する必要がありますか？

協働する際に留意しなければならない「協働の基本原則」は次のとおりです。

対 等 な 関 係

- 協働においては、行政と県民活動団体はお互いが上下の関係ではなく、横の関係を保つことに心がける必要があります。それにより、県民活動団体側に自己責任の意識が高まり、自主的・主体的な活動につながっていきます。
- 協働を進めるにあたっては、行政は、県民活動団体を支援するという立場というよりも、県民活動団体と共に地域づくりを行っていく当事者であるという意識を持つことが大切です。

相 互 理 解

- 行政と県民活動団体が、相互の特質や違いを理解した上で、果たすべき役割や責任分担等を明確にし、協働に取り組むことが必要です。

相 互 自 立

- 一方に依存するのではなく、お互いに自立した関係を保つことが重要です。
- 県民活動団体は、行政の支援に依存するのではなく、活動の自立を目指して協働を進めていく意識が必要です。

目 的 の 共 有

- 行政と県民活動団体は、互いに協働によって達成しようとする目的を共有し、合意形成を行いながら協働事業を実施することが重要です。
- そのため、相互の情報を常に交換し合い、協働の目的を再確認しながら、それぞれの役割や責任分担等を明確にする必要があります。

情 報 の 公 開

- 行政は、協働についての社会的な理解を得るとともに、県民活動団体の参入機会を確保するため、協働で進めようとする事業についての情報公開に努める必要があります。
- また、県民活動団体は、行政と協働事業を進めていく前提として、活動目的や活動内容、過去の協働実績等の情報を公開、提供していくことが求められます。

本県における協働推進方針

1 基本的な考え方を教えてもらえますか？

県民にとってより良いサービスを提供できる主体は誰かという視点から、県事業のうち、県民自らが地域づくりや地域課題の解決に積極的に関わっていく必要があり、かつ、先駆性、即応性、専門性、当事者性など県民活動団体の特性や団体間のネットワークを生かすことができるような事業を「協働に適した事業」として位置づけ、県民活動団体と県との協働を積極的に推進します。

2 県と市町村の役割分担はどのように考えたらいいですか？

基本的な考え方としては、県は広域自治体として、全県に効果を波及させる必要のある事業や、市町村では実施が困難な専門性の高い事業等に主として取り組むこととします。

3 委託事業における民間企業等との関係はどのように考えたらいいですか？

県事業の委託先を「県民にとってよりよいサービスを提供できる主体」は誰かという観点から検討する場合、事業の目的や性格によって異なり、大きくは下記に二分されると考えられます。

	委託先検討の視点	委託事業の進め方
従来型の委託	事業目的の達成のために、事業完了までのプロセスよりも、財政効率や事業の特殊性（高度な専門性や保安基準等特別な要件を充たす必要がある場合等）を踏まえたサービスの内容（すなわち、発注者の要求に対し、いかに低廉な価格で要求されたサービスを提供できるか）を重視し、民間委託はそのための手段と考える場合	民間企業等に委託した方が良い場合や県民活動団体と民間企業双方が候補となる場合があります。この場合は、従来からの委託事業に馴染むものであり、県民活動団体が受注したとしても、「協働」とは言い難いでしょう。
協働型の委託	財政効率等を度外視するものではないが、むしろ、事業のプロセスを通して「県民参加」「県民自治の促進」「コミュニティ形成」といった県民活動団体に委託することによって生じる効果（サービスを受けるだけでなく参加することによって社会的連帯を強め、互助や自治の機能を促進するといった効果）を重視する場合	県民活動団体との「協働」の観点から委託を考えるべきであり、委託先の選定方法についても、公募提案方式を取り入れるなど「協働」を意識した進め方が望まれます。

4 協働に適した事業とはどのような事業ですか？

県民活動団体と協働を進めていくべき「協働に適した事業」かどうかは、下記により判断することとします。

協働に適した事業

検討の視点 からの検討を行った結果、協働が必要であると判断される事業で、かつ、事業の分野が ~ のいずれかに合致する事業

検討の視点

協働事業の選定に際しては、行政が事業を実施するにあたっての一般的な視点のほか、次のような視点を加えて考えることとします。

行政課題の解決に当たって、県民活動団体との協働が必要か。

- 行政が自ら実施すべき事業ではないのか
- 民間企業等でも事業実施が可能ではないか。その場合であっても、県民活動団体との協働を優先させることが施策目的に合致するか（特に委託事業の場合）
- 事業を遂行できる県民活動団体が存在するか 等

県民活動団体の特性やノウハウ等が生かせる事業か。

- ニーズに対する多様なサービスの提供
- 新たな課題に対する創造的で先駆的な取組み
- 社会の変化に対する柔軟で機敏な対応
- 活動に裏付けされた専門性
- 県民の声を集約した問題提起、政策提言
- 当事者性を生かしたニーズに適応したきめ細やかな対応
- 県民活動団体間のネットワーク 等

事業の分野

多くの県民参加を可能にする事業

きめ細かく柔軟な対応が求められる事業

県民が当事者性を発揮し、主体的に活動する事業

県民活動団体の活動分野における経験に培われた専門性が発揮できる事業

広域的に実施すべき事業をモデル的に実施する事業

これまで行政が取り組んだことのない先駆的な事業

公的施設の運営・事業企画に関する事業

即応性が求められる事業

新たな公益性や潜在化した公益性を発見する事業

協働の具体的進め方

1 まず、情報収集をしましょう

県民活動団体情報の提供

- 県民活動推進室、やまぐち県民活動きらめき財団、県民活動支援センター等が連携し、県との協働を念頭に置いた団体情報の充実を図ります。

県事業情報の提供

- 県の広報誌や県庁ホームページを活用した情報提供以外に、県民活動支援センターのホームページや情報誌等への掲載も可能です。

2 情報交換・意見交換を行い、対象事業の検討をしましょう

情報交換・意見交換の実施

- 県の施策や事業について、事業所管部局（課・室）が協働化の可能性を探り、協働推進方針に基づいた判断を行ったり、協働事業として進めようとする場合の事業の方向性を見いだす場として、県民活動団体と情報交換や意見交換を行うことが効果的です。
- 県から呼びかける場合以外にも、県民活動団体から提案があれば、県事業の所管部局（課・室）は、協働の可能性について適宜検討を行う必要があります。
- 検討の結果、事業化が難しいものであっても、県民のニーズ、県政への要望を最大限に汲み取り、現行の施策の中で活用するよう努力することが必要です。

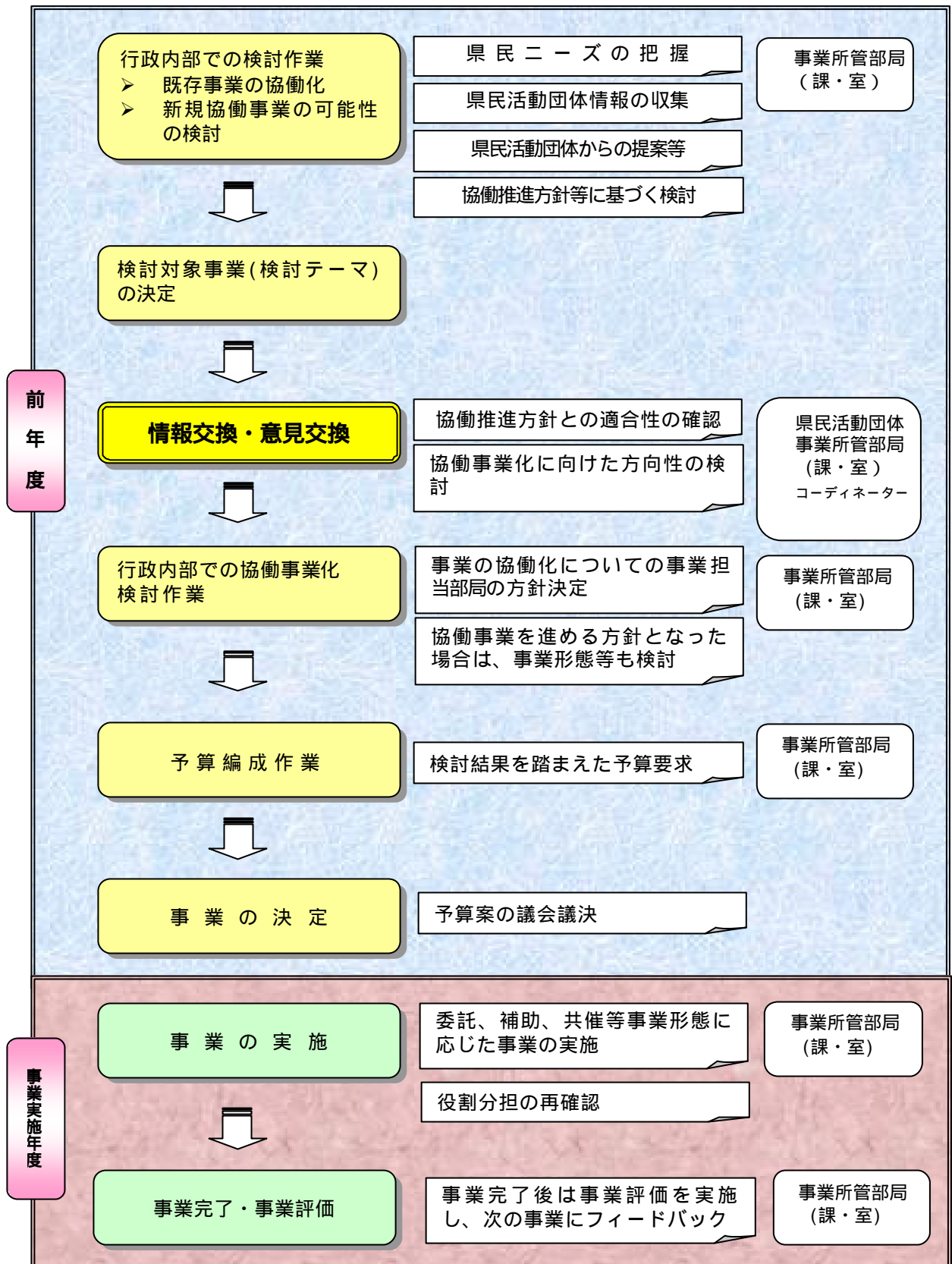
既存事業の見直し

- これまでの政策提言や県民ニーズ等も踏まえ、県民活動団体と協働した方がより良い効果が得られるかどうか予算編成時期までに事業所管部局（課・室）で見直しを行います。

新規事業の検討

- 「情報交換・意見交換」を積極的に実施し、県民活動団体からの意見や提案等を踏まえながら内容を検討します。

協働事業検討フロー図



協働の事業形態について

1 事業形態を見てみましょう

協働の事業形態には様々なものが考えられますが、本書においては、以下の6形態に分類しています。

協働型委託	行政が実施すべき事業のうち、県民活動団体の特性等に着目し、委託先を県民活動団体に限定して実施する事業形態
補助	県民活動団体が実施する事業に対し、行政が資金を補助する事業形態
融資	県民活動団体が実施する事業に対し、行政が資金の貸付けを行う事業形態
共催	県民活動団体と行政が共に主体となり、双方の特性を生かして事業を実施する事業形態 (実行委員会方式を含む)
事業協力	県民活動団体と行政がそれぞれの役割分担のもと、協力しあいながら事業を実施する事業形態 (アダプト・プログラム、後援、行政主催事業への県民ボランティア参加など)
政策提言	県の施策や事業に、県民や県民活動団体の意見を生かしていくための事業形態

2 事業形態を検討しましょう

事業形態の選択にあたっては、それぞれの留意点を踏まえながら、事業目的実現のためにもっとも効果的な形態を検討することが必要です。

協働型委託

概 要
<ul style="list-style-type: none">➤ 本書では、行政が実施すべき事業のうち、協働推進方針により、委託先を県民活動団体に限定して実施する事業形態を指します。➤ 「協働型委託」は、協働推進方針に基づき、県民活動団体の特性に着目して委託を行うものであるため、価格競争にはなじまず、予算の範囲内で事業に最も適した企画力や実施能力、ノウハウ等を持つ委託先を決定する方法として、公募提案方式がよいと考えられます。
効 果
<ul style="list-style-type: none">➤ 県民活動団体が持つ専門性・先駆性などの特性が発揮されることで、県民ニーズに合ったサービスが実施できます。➤ 県民活動団体に委託することにより、「県民参加」、「県民自治の促進」、「コミュニティの形成」等の効果が期待できます。
留 意 点
<ul style="list-style-type: none">➤ 事業委託は、行政から県民活動団体への財政支援ではなく、県民活動団体にとって、活動の目的や使命を具現化する場であるという姿勢が双方に必要です。➤ 公募提案方式などの随意契約を行う場合は、特定の団体の既得権益化につながらないように、その理由を明確にし、県民から、選定方法、選定理由等の説明を求められた場合には、十分な説明を行う必要があります。➤ 県民活動団体の多くは行政との契約の経験がないことから、契約方法や支払い方法、仕様書・契約書等について事前によく説明をし、理解を得ておく必要があります。➤ 契約の円滑な履行のため、契約の履行過程においても、適宜情報交換を行うなど契約履行状況の的確な把握に努めることが重要です。➤ 契約の履行にあたって個人情報の保護が必要な場合は、契約書等において明確にしておく必要があります。➤ 県民活動団体への委託は、NPO法人、任意団体を問わず、税法上の収益事業とみなされる場合があります。その場合、法人税等の課税対象となる場合がありますので、委託先の県民活動団体に、税務署等へ相談するようアドバイスをすることが必要です。

公募提案方式

公募により、事業実施に係る実施体制、実施方針、事業内容に関する企画提案書等の提出を受け、事業に最も適した県民活動団体を選定する方法です。

【留意点】

- ◇ 事業の性格にもよりますが、委託内容について、行政が仕様書等委託条件を詳細部分まで全て整えて提示するのではなく、県民活動団体と行政が協議をしながら進めていくことが可能な事業の場合は、極力その方法を探ることを検討してください。その場合、公募時に発注者の行政が提示する事業概要は、できるだけ骨格的なものにしておく方が自由な発想に基づく提案が得られやすいでしょう。
- ◇ 選定にあたっては、公開プレゼンテーションの実施や第三者を含めた「審査委員会」等を設置するなど、透明性を確保することが重要です。

補 助

概 要	<ul style="list-style-type: none">➤ 協働としての補助とは、行政が対応しにくい先駆的・実験的な事業など「県民活動団体と行政の共通の目的達成」のための手段として、実施する場合を指します。
効 果	<ul style="list-style-type: none">➤ 行政が対応しにくい先駆的・実験的な事業等の実施が可能となり、多様なサービスの提供、専門的な知識や技術の活用、県民のニーズに合った事業の効果的な実施など幅広い県民サービスの提供が期待できます。➤ 県民活動団体の主導による事業形態であることから、自主的・主体的活動の活発化や活動のすそ野の広がりが期待できます。
留 意 点	<ul style="list-style-type: none">➤ 事業の実施主体は補助を受けた県民活動団体であり、その実施責任、結果責任は、県民活動団体が負うこととなります。また事業の成果は、補助を受けた県民活動団体に帰属します。➤ 事業の公平性、透明性を高めるため、補助条件や選考基準の明確化、公募方式や公開審査の導入、事業報告書等の公開等を検討する必要があります。

融 資

概 要	
	<p>➤ 融資は、協働の観点からは、県民活動団体と行政との共通の目的を達成するため、県民活動団体が実施する事業に対し、行政が資金を貸付けるものです。</p>
効 果	
	<p>➤ 行政が対応しにくい先駆的・実験的事業等の実施が可能となり、多様なサービスの提供、専門的な知識や技術の活用、県民のニーズに合った事業の効果的な実施など幅広い県民サービスの提供が期待できます。</p>
留 意 点	
	<p>➤ 県の制度としては、「NPO法人サポート融資事業」がありますが、対象はNPO法人のみであり、任意団体への適用はありません。</p>

共 催

概 要	
	<p>➤ 県民活動団体と行政が共に主体となって事業を行う協働形態です。</p> <p>➤ 県民活動団体と行政等で構成された「実行委員会」・「協議会」等が主催者となって事業を行う場合やこれらの実行委員会等と行政が共に主体となって事業を行う場合もここに含みます。</p>
効 果	
	<p>➤ 行政と県民活動団体との相互理解や協力関係が促進されるとともに、双方の特性や得意分野を生かすことによって、相乗効果が期待できます</p>
留 意 点	
	<p>➤ 相互の役割分担と経費分担についても事業実施前に取り決めておき、文書化しておくことが望まれます。</p> <p>➤ 実行委員会や協議会等の場合は、参加者相互の役割分担と経費分担を明確にするとともに、合意形成の方法や運営方法についても協議しておく必要があります。</p>

事業協力

概 要	<ul style="list-style-type: none">➤ 共催（実行委員会・協議会等を含む）以外の形態で、県民活動団体と行政がそれぞれの特性を生かした役割分担を行い、事業を協力して行うことをいいます。➤ 「アダプト・プログラム」・「後援」・「行政主催事業への県民参加」等が該当します。
効 果	<ul style="list-style-type: none">➤ 県民活動団体と行政との継続的な協力関係が構築されます。➤ 県民の県民活動への積極的な参加を促進する効果が期待できます。
留 意 点	<ul style="list-style-type: none">➤ 県民や県民活動団体との信頼関係を構築するよう留意する必要があります。そのため、事前の役割分担の取り決めが大変重要です。

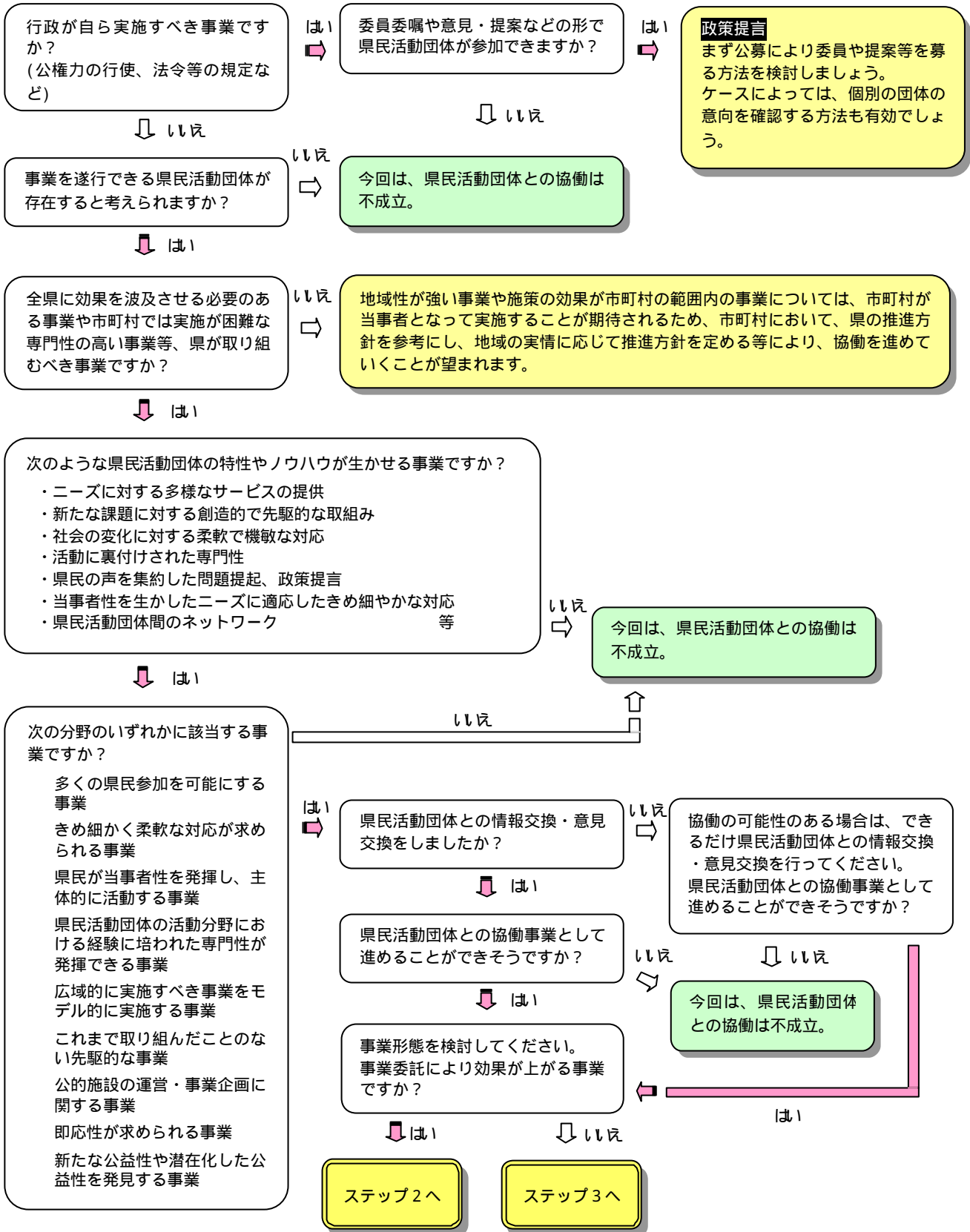
政策提言

概 要	<ul style="list-style-type: none">➤ 県民や県民活動団体から政策への提言を受けたり、施策の企画・立案段階から参画してもらうことにより、多様な意見を政策や施策に生かしていく形態をいいます。
効 果	<ul style="list-style-type: none">➤ 創造的で先駆的な提案・意見、地域や生活の場からの問題提起、県民ニーズなどを政策・施策に反映することができます。
留 意 点	<ul style="list-style-type: none">➤ 実現が困難な提案もありますが、施策等に反映できる部分はないか、前向きな姿勢で取り組むことが重要です。

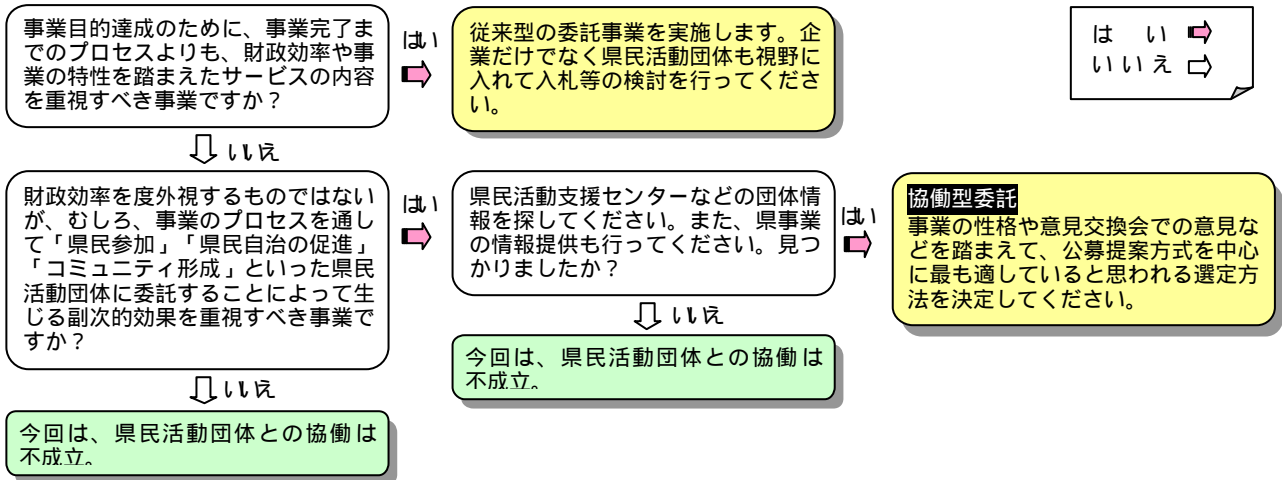
事業形態検討シート

ステップ1：協働の判断

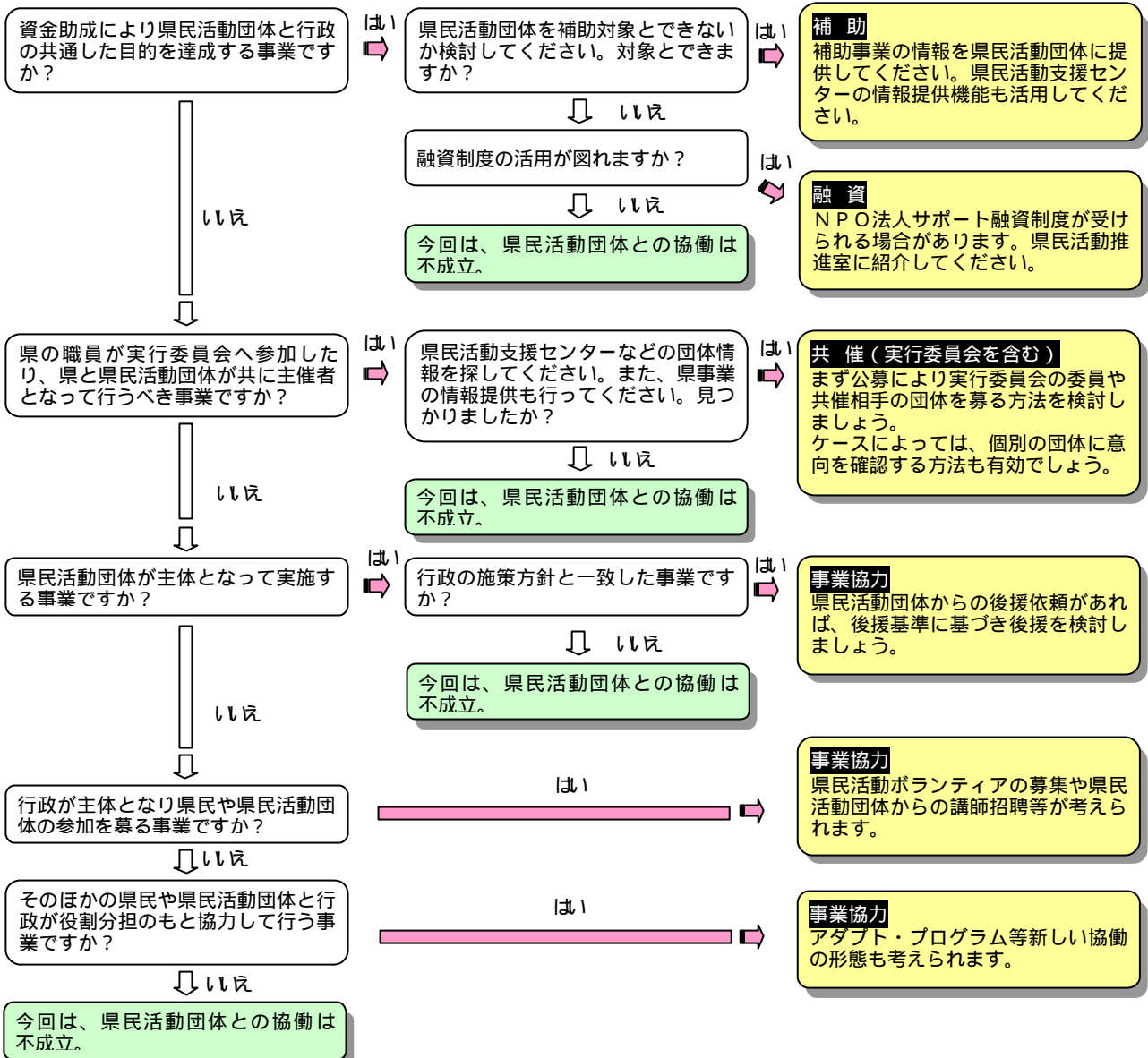
はい →
いいえ ⇨



ステップ2：委託



ステップ3：補助・融資・共催・事業協力



協働相手となる県民活動団体を選ぶときの着眼点

1 基本的なことについて確認しましょう

事業目的の確認・共有

- 協働の相手となる団体と事業目的が共有できるかどうか、また、相互に協力する意思があるかどうか重要です。

事業遂行能力の確認

- 県民活動団体は、活動地域、規模、組織力、経験、運営状況など様々であり、その事業遂行能力も千差万別です。このため、活動に関する情報収集に努め、協働事業を確実に実施できる団体を選定することが重要です。

2 県民活動団体の情報を整理しましょう

県民活動団体を選ぶときの留意点として考えられる項目例です。情報を整理しましょう。

項目	留意点
活動目的	当該協働事業の目的と県民活動団体の活動目的の一致
活動実績	行政との協働事業の実績 / 活動の実施内容、活動歴、活動地域、受益者の状況 / 協働事業に関連する事業実施経験の有無（ノウハウ、専門性等）
組織体制	会員数の多寡 / 協働事業を行うことのできる事務局体制（専従スタッフ数等）の有無 / 専門的知識、技術を有するスタッフの有無
提案能力	県民活動団体の特性を生かした企画案 / 事業計画の経費、人員、スケジュール等の妥当性（団体の実績との比較） / 地域課題、県民ニーズの把握とそれに対応した事業提案
財政状況	収支の健全性、安定性 / 会計関係帳簿類の整備（収支予算書、収支決算書の作成） / 監査結果の状況
民主性	定款、規約等の有無 / 総会の開催の有無 / 役員会の開催の有無
公開性	活動についての情報公開の有無、公開情報の内容
独立性	特定の団体や企業など、会員の偏りの有無 / 宗教活動や政治活動の実施の有無 / 暴力団との関係の有無
その他	税の滞納の有無

協働事業の実施と評価

1 さあ、はじめましょう

県民活動団体との協働事業の実施段階においては、次のようなことに留意する必要があります。

事業実施における責任の明確化

- 不測の事態を想定しておき、両方で責任の所在について協議しておく必要があります。

事業実施に関する役割分担の再確認

- 事業実施前から役割分担については十分に協議しておき、実施時には再確認の上、両者が誠実に対応する必要があります。

事業実施中における協議の実施

- 事業実施中においても定期的に両方で協議する場を設け、適正な事業実施が確保できるように努める必要があります。

協働関係の時限性の確認

- 同一の県民活動団体との協働関係を安易に継続することは、相互に依存する関係となることから、協働期間を定めるなど、絶えず見直しを行う必要があります。

2 ふりかえりましょう

協働事業が完了したら評価を行い、次の事業にフィードバックしましょう。

協働事業の評価・見直し

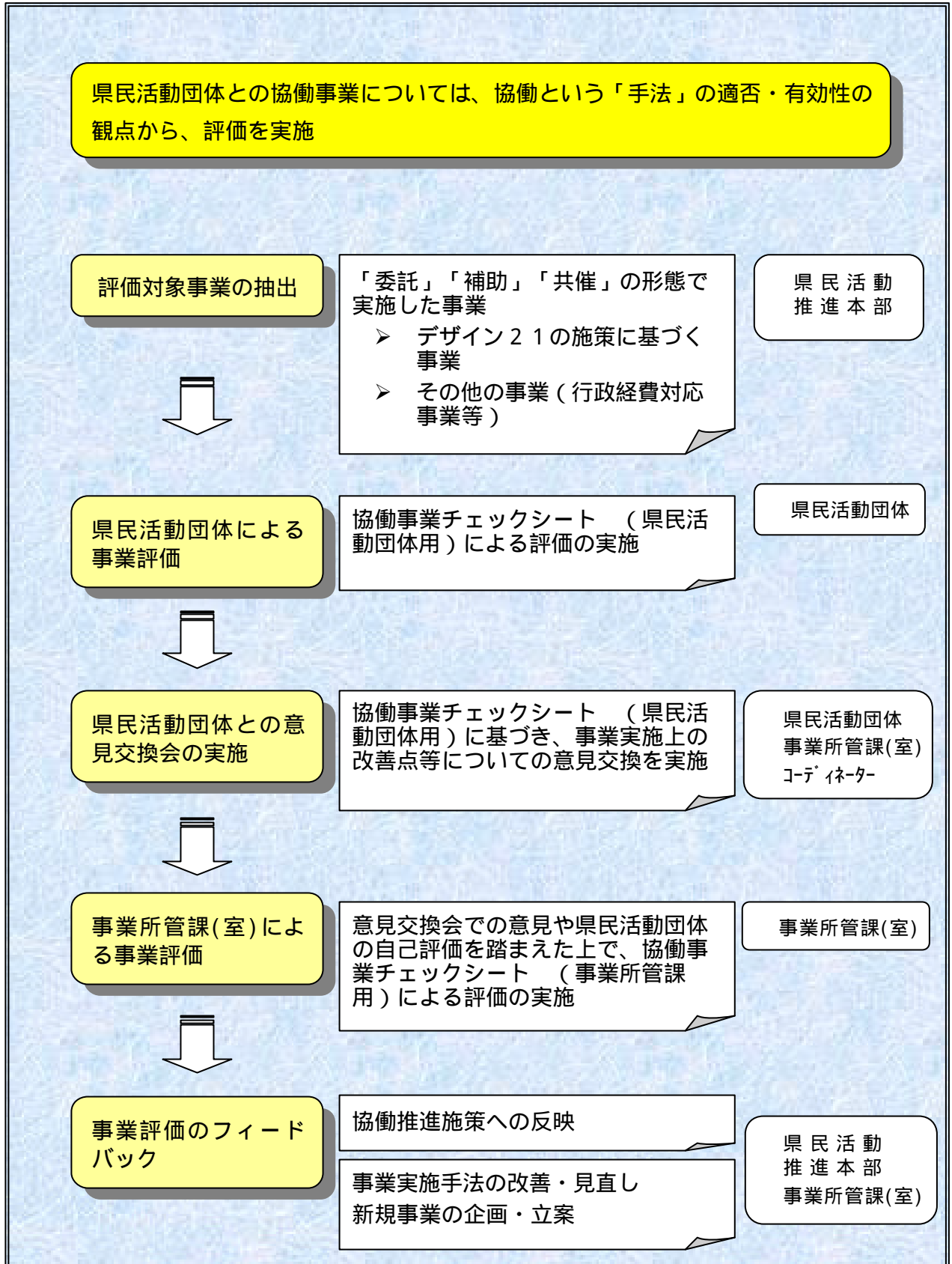
- 協働事業実施後においては、協働事業の目的、協働形態・相手方及び事業成果等について評価を行い、評価結果を次の協働事業にフィードバックし、改善していくことが必要です。

協働事業の評価の視点

- 協働の評価の視点としては、次のようなものが考えられます。

- | | |
|------------------|--------------------|
| ■ 協働という手法の適否・有効性 | ■ 協働形態の妥当性 |
| ■ 役割分担の妥当性 | ■ 県民活動団体の特性の発揮の度合い |
| ■ 協働相手の選定の妥当性 | ■ 事業目的の達成の可否 |
| ■ 費用対効果の適否 | |

協働事業における評価のフロー



協働事業評価チェックシート（県民活動団体用）

協働の観点からみた評価項目	A	B	C
協働の原則的なこと			
行政と相互に理解し合い、対等な関係が築けたと思いますか			
事業を実施する共通の目的は明確でしたか			
事業全般を通じて行政と十分な意思の疎通が図れましたか			
責任の所在や役割分担は事前に十分確認できましたか			
事業の実施について			
協働形態(委託・補助・共催)は適当であったと思いますか			
協働相手として貴団体が選定された方法について、適当であったと思いますか			
貴団体の得意とするところや優れているところを事業に生かすことができましたか			
事業の実施は円滑にできましたか			
事業の目的は達成されましたか			
受益者の満足度は高まりましたか			
当事者として満足が得られる成果が上がりましたか			
総合評価			
自由意見欄（事業実施上の気付き、課題、改善方向等）			

A：満足 B：ほぼ満足 C：不満

協働事業評価チェックシート（事業所管課用）

協働の観点からみた評価項目	A	B	C
県民活動団体と行政との協働の適否等			
行政単独で実施するよりも効果が高い事業であったか			
事業を実施する共通の目的が明確にされたか			
事業化に際し、県民活動団体の意見等を生かされたか			
県民活動団体の特性を生かすことができたか			
双方の役割分担を明確にしたか。また妥当であったか			
協働の形態の選定について			
採用した協働形態は適当であったか			
協働相手の選定について			
選定方法は適当であったか			
選定基準は適当であったか			
選定理由は適当であったか			
協働事業実施について			
事業実施は円滑になされたか			
事業実施中も相互の意思疎通が図られたか			
県民活動団体の事業実施能力は十分であったか			
目的の達成について			
事業目的は達成できたか			
費用対効果について			
費用対効果は適正なものであったか（財政効率の観点）			
費用対効果は適正なものであったか （県民参加、県民自治等 財政効率以外の観点）			
総合評価			
整理欄（事業実施上の気づき、課題、改善方向等）			

A：満足 B：ほぼ満足 C：不満